

遊漁者の皆様へ

太田川漁業協同組合

【遊漁料】

(税込み)

| | | |
|-------|---------|------------------|
| あゆ年券 | 12,100円 | あゆ・あまご・こい・ふな・うなぎ |
| あゆ日券 | 3,080円 | あゆ・あまご・こい・ふな・うなぎ |
| 雑魚年券 | 3,190円 | あまご・こい・ふな・うなぎ |
| 雑魚日券 | 1,100円 | あまご・こい・ふな・うなぎ |
| かに遊漁券 | 3,300円 | かに (籠は1人3ヶまで) |

中学生以下のときは無料 (かに遊漁券は除く)

75才以上の方、女性又は障害者手帳を提示された方は半額 (かに遊漁券は除く)

※現地での遊漁券販売は、上記金額に500円加算した額とします。

【漁期】

| | |
|-------|---|
| あゆ | 本流・三篠川・西宗川・根の谷川の丸田橋下流 6月1日午前5時～11月30日まで 吉山川・鈴張川・小河内川・根の谷川の丸田橋上流 6月20日午前5時～11月30日まで ※にごりがけ6月25日～11月30日 (全区域) |
| あまご | 4月1日～8月31日 |
| こい・ふな | 1月1日～12月31日 |
| うなぎ | 4月1日～10月31日 (ただし、広島県内水面漁場管理委員会 指示による期間 4月1日～9月30日) |
| かに | 10月20日 正午(昼の12時)～4月30日 |

【漁具漁法】

| | |
|-----|--|
| あゆ | 手釣・竿釣 (ころがし・しゃくりを含む) にごりがけ ・あゆを対象とする友釣りにおいてのオトリは、生きたあゆに限る ・あゆを対象とする竿釣を行う際は、友釣りを除きリールを使用してはならない ・にごりがけの網は口径1m以下、投網・建網は不可 |
| あまご | 手釣・竿釣 (全長15cm以下捕獲禁止) |
| こい | 手釣・竿釣・にごりがけ (全長15cm以下捕獲禁止) |
| ふな | 手釣・竿釣・にごりがけ (全長6cm以下捕獲禁止) |
| うなぎ | 手釣・竿釣・うなぎ筒・はえなわ・つけ針 (全長30cm以下捕獲禁止) ※アナゴ籠使用禁止 |
| かに | 全甲幅5cm以下は捕獲禁止 |

【禁漁区域・期間】

- ・高瀬堰から下流30mまでの区域 1月1日から12月31日まで全魚種禁漁
- ・津状堰から下流30mまでの区域 解禁日から6月30日まであゆ禁漁
- ・高瀬堰下流30mから祇園新橋の下流220mまでの区域
10月1日から11月15日まであゆ禁漁

【友釣り区域】 ころがし・しゃくり禁止区域

壬辰橋 (安佐町毛木) から上流の本流および支流 (西宗川・吉山川・鈴張川・小河内川)

※8月10日から、ころがし・しゃくり可

● その他の注意事項 ●

- ① 遊漁承認証はアームホルダーに入れ、必ず腕に装着して下さい。
- ② あゆの年券に顔写真のない物は、無効です。
- ③ 遊漁する際、漁場監視員による本証提示要求に対してはすみやかに従って下さい。
- ④ 遊漁承認証の再発行、遊漁料の払戻しは致しません。
- ⑤ 遊漁承認証は、他人に貸与・譲渡する事は出来ません。
- ⑥ 遊漁に際して、舟の使用は出来ません。(ゴムボート、いかだ、等)
- ⑦ 橋上からの釣りは禁止 (道交法) です。
- ⑧ 河川環境の回復を目指し活動をしております。ゴミを持ち帰るなどルールとマナーを守り、楽しい遊漁が出来るようご協力をお願い致します。
- ⑨ 違反者を発見されましたら、漁協事務所または監視員にご連絡下さい。
組合は遊漁者が上記事項その他規則に違反した時は、直ちに遊漁の中止を命じ、または以後その者の遊漁を拒絶する事があります。

※ 解禁前の場所取りはやめましょう ※

かに漁は別途遊漁許可証をご購入いただくこととなります
太田川漁協事務局にて販売いたします。詳しくは下記までお問合せ下さい。

太田川漁業協同組合

〒731-0234 広島市安佐北区可部町今井田418-81

TEL (082) 812-2161 FAX (082) 815-7830

ホームページ http://www.geocities.jp/o_tagawagyokyou/gyokyoutop.html